

答申骨子(案)

1 JPドメイン名を管理する指定事業者と JPRS との間の指定事業者契約が終了となった場合

- 指定事業者が JP ドメイン名に関するサービスを終了した場合や倒産した場合など、JPRS との指定事業者契約が終了した際には、登録者保護の観点から JPドメイン名の登録が継続されることを重視しなければならない。
- JPドメイン名の登録の継続を重視するために、一旦レジストリがそれらの JPドメイン名を管理下に置き、登録者に対して新たな指定事業者の選定と登録継続の意思確認を行い、登録者の意思に基づいた新しい指定事業者への移管を行う。
- (登録者による新たな指定事業者の選定意思表示がない場合の扱いについては要検討)
- 当該業務は登録者の意思によるものではなく、不可避免的に発生するものであるため、登録者には追加負担を求めるべきではない。
- 登録者が指定事業者を選択する際には、レジストリとして適切(※)な情報提供に努めるべきである。

※ 登録者にとっては、JP ドメイン名の登録のみでなく、それを利用する他のサービスの提供を受けることも重要であることが多いため、登録者が自分が必要とするサービスを提供している指定事業者を選択できるよう、レジストリとしての情報提供を検討すべきである。

2 登録者の意思確認文書の提出なく、指定事業者から JP ドメイン名の廃止届が JPRS に提出された場合

- 登録者に連絡が取れない場合や、登録者が不存在となった場合など、指定事業者が登録者の廃止意思の確認ができない場合については、レジストリとして登録者に意思確認を試みた上でドメイン名を廃止することが望ましい。
- 指定事業者が適切な方法で登録者のドメイン名廃止意思を確認できる場合には、汎用 JP ドメイン名と同様に、レジストリが直接登録者の意思を書類等で確認することなく、指定事業者が手続を行うことができる形を検討すべきである。